平成２５年（フ）第１７０号
埼玉県春日部市梅田２丁目１番16号、旧住所埼玉県春日部市粕壁東２丁目10番32号　ロータリーパレスアリーラ春日部306号
債務者　野村　光春
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
埼玉県入間市高倉２丁目10番５号サンパティオ901
債務者　角屋　隆志
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９０号
埼玉県入間市春日町１丁目１番26号フレグランス春日202
債務者　角屋　治子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０５号
神奈川県厚木市栄町２丁目７番17―304号、前住所神奈川県厚木市泉町８番２号　アルファルスｉｚｍ303
債務者　竹髙　純生
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２９号
静岡県沼津市下河原町151番地の３　下河原団地Ｓ１―302
債務者　嶋田　文代（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
静岡県伊東市八幡野542番地の11　サンライフ伊豆高原203号、前住所静岡県伊東市八幡野987番地の19
債務者　松永　順子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
福岡県行橋市中央３丁目７番13号
債務者　飯干智恵子（旧姓佐伯）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
大分市三佐５丁目５番17号　メゾネット三佐B101
債務者　幸　　和由
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
群馬県高崎市下小鳥町179番地
債務者　大谷　頼子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第７３号
群馬県富岡市田篠1238番地２　田篠県営77―Ａ―８、住民票上の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑5411番地
債務者　浅香　紀行
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１４７号
埼玉県所沢市大字上山口1922番地の３
債務者　金久保一夫
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５０号
埼玉県入間市扇台６丁目８番22号エスポワール101
債務者　若林新之介
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７３号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1377番地２　グレースコート鶴ヶ島106号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷286番地302サン・ドミールＡ棟201号
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１７４号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1377番地２　グレースコート鶴ヶ島106号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷286番地302サン・ドミールＡ棟201号
債務者　林　　政子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８４号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　21―502
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９１号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　15―301
債務者　藤野　克行
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで　さいたま地方裁判所川越支部